諮問番号：令和２年度諮問第１２号

答申番号：令和２年度答申第１３号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年３月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

過払充当額１４，７７０円は、高額のため違法である。

入院中、２月分も保護費が半分になり、４万５千円の家賃代が払えなかった。

本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）過払い額の充当について

処分庁は、審査請求人に対し支給済の平成３０年１月分の保護費（生活扶助８２，７４０円＝３９，３６０円＋４０，８００円＋２，５８０円に、住宅扶助４０，０００円を加えた１２２，７４０円）について、審査請求人の入院により変更（生活扶助２３，６６０円に、住宅扶助４０，０００円を加えた６３，６６０円）すれば生ずることとなる返納額５９，０８０円について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）の規定のとおり、同年２月分以降の保護費に分割して収入充当額として計上したものと認められる。

処分庁は、審査請求人の意向を確認した上で各月の収入充当額（１４，０７０円）を決定したものであると主張しているが、審査請求人は高額であり違法であると主張している。

しかしながら、この取扱いは、本来一括で返納させるべき額を翌月以降に支給される保護費の減額で調整するものであり、本件において当該額を４分割して収入充当（減額調整）することとした処分庁の判断に妥当性を欠くところは見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

なお、住宅扶助額は変更されていないことから、保護費が減額され家賃が支払えなかったとする審査請求人の主張は失当であると言わざるを得ない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（２）扶助費の算定誤りについて

処分庁自ら認めているとおり、本件処分には扶助費の算定誤りが認めら　れる。処分庁の級地区分「１級地－１」で算定すべきところ、誤って入院先の病院の級地区分「１級地－２」で算定したため、平成３０年４月分の保護費として３，４２０円の不足が生じているが、同年６月７日付けの保護変更決定処分によって適正な金額に変更し、追加支給済であることが認められることから、この点における本件処分の違法性又は不当性は解消されたと考えることができる。

しかしながら、本件算定誤りが審査請求の提起により判明したことは看　過できない事実である。組織的な保護決定におけるケース審査の徹底や適正な保護決定が行われる体制の構築など、保護の実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りの未然防止について、より一層の取り組みが必要である旨付言する。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年７月１３日　　　諮問書の受領

令和２年７月１４日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月２８日

口頭意見陳述申立期限：７月２８日

令和２年７月２８日　　　第１回審議

令和２年８月２０日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）を定めている。

（２）保護基準の別表第１の第１章は、年齢別、所在地別等に区分した基準生活費を定めており、所在地別の級地区分については、大阪府〇〇市（以下「Ａ市」という。）は「１級地－１」に、大阪府〇〇市（以下「Ｂ市」という。）は「１級地－２」に区分される。

なお、本件処分時における審査請求人の年齢区分（６０～６９歳）により、基準生活費を算出すると、所在地区分が「１級地－１」の場合は７９，７９０円であり、「１級地－２」の場合は７６，３７０円である。

（３）保護基準の別表第１の第３章の１の（２）は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、「ア　病院又は診療所（中略）に１箇月以上入院する者」と定めている。

（４）局長通知第７の２の（３）のアは、「病院又は診療所（中略）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、１２月における期末一時扶助費は算定するものとすること。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（５）局長通知第７の２の（３）のエは、「保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。」と記している。

（６）局長通知第７の２の（３）のキは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。」と記している。

（７）局長通知第１０の２の（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）弁明書によると、平成２９年１２月２６日、処分庁は、審査請求人から、同月２５日から〇〇病院（以下「Ｃ病院」という。）に入院している旨の連絡を受け、入院期間が約２か月の見込みであることを確認した。

　　　なお、Ｃ病院の所在地は、Ｂ市である。

（２）平成３０年１月１６日、処分庁は、上記（１）の連絡等に基づき、同年１月分の保護費について、基準生活費を居宅（冬季加算２，５８０円を含む生活扶助８２，７４０円に住宅扶助４０，０００円を加えた最低生活費は１２２，７４０円）から入院患者日用品費（冬季加算９８０円を含む生活扶助２３，６６０円に住宅扶助４０，０００円を加えた最低生活費は６３，６６０円）に変更した。

　　　なお、居宅から入院患者日用品費への変更により生じる基準生活費の差額（返納額）は、５９，０８０円である。

（３）平成３０年１月１６日付けのケース記録票によると、処分庁は、５９，０８０円の返納額について、同年２月分から同年５月分までの保護費において、月々１４，７７０円の分割により、減額調整することとした。また、処分庁は、上記の分割に当たって、審査請求人が入院した病院のソーシャルワーカーを通じて審査請求人が月々１５，０００円程度を希望することを確認した。

（４）平成３０年１月２５日、処分庁は、同年２月分の保護費を前記（２）の変更後の保護費（６３，６６０円）から１４，７７０円を収入充当により減額調整した４８，８９０円に決定した。

（５）平成３０年２月２３日、審査請求人は、Ｃ病院を退院した。

（６）処分庁は、前記（５）を確認したことから、平成３０年２月分の保護費について、同月２４日から基準生活費を下記のとおり入院患者日用品費から居宅に変更の上、９，９３５円を支給することを決定した。

　　　なお、審査請求人の居住地はＡ市であるため、保護の基準における級地区分は「１級地―１」であるが、下記イの額は、Ｃ病院の所在地であるＢ市の級地区分である「１級地―２」で算定されている。

ア　生活扶助（入院患者日用品費）１９，４３５円（２３，６６０円（冬季加算９８０円を含む。）×２３日÷２８日）

イ　生活扶助（居宅による基準生活費）１４，１６０円（７９，３００円（冬季加算２，５８０円を含む。）×５日÷２８日）

ウ　住宅扶助４０，０００円

エ　支給済の保護費　４８，８９０円（前記（４）により支給）

オ　減額調整１４，７７０円

カ　平成３０年２月分保護費　９，９３５円（ア＋イ＋ウ－エ－オ）

（７）平成３０年３月２３日付けで、処分庁は、同年４月分の保護費について、冬季加算を削除し、下記のとおり１０１，６００円と算定の上、本件処分を行った。

 なお、下記アの額は、Ｃ病院の所在地であるＢ市の級地区分である「１級地―２」で算定されている。

ア　生活扶助（居宅による基準生活費）７６，３７０円

イ　住宅扶助４０，０００円

ウ　減額調整１４，７７０円

エ　平成３０年４月分保護費　１０１，６００円（ア＋イ－ウ）

（８）平成３０年４月１２日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（９）平成３０年６月７日、処分庁は、本件審査請求により、同年２月から４月分の保護費について、生活扶助費が級地区分「１級地－２」の基準で算定されていたことを確認したことから、適正な金額とするための保護費の変更決定を行った。

（１０）平成３０年６月７日付けの保護決定通知書は、「生活保護法による保護を次のとおり決定しましたので通知します。」とし、「１保護の変更 平成３０年４月１日」、「４保護決定理由 生活扶助額の変更（級地の変更）」、「今回は日割計算などにより次の金額を支払います。 ４月 随時払い ３，４２０円」、「今回支給額 ３，４２０円」と記載している。

３　判断

（１）過払い額の充当について

審査請求人は、１４，７７０円の収入充当額は、高額であり違法である旨主張する。

本件についてみると、処分庁は、平成２９年１２月２５日に審査請求人がＣ病院に入院し、入院期間が２か月の見込みであることを同月２６日に確認したことから、前記１（３）及び（５）に基づき、平成３０年１月分の保護費に係る基準生活費について、居宅から入院患者日用品費に変更したことが確認できる。また、平成３０年１月分の保護費については、既に居宅により支給済であったことから、前記２（２）のとおり５９，０８０円の返納額が生じるため、前記２（３）のとおり審査請求人に意向を確認した上で、各月の収入充当額を１４，７７０円としたことが認められる。

本件処分に係る収入充当額は、上記のとおり、審査請求人の意向も確認の上、決定されていることも考慮すれば、返納額を４月に分割し各月の収入充当額を１４，７７０円とした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、保護費の減額により家賃が支払えなかった旨主張するが、前記２（２）及び（６）のとおり住宅扶助額は減額されておらず、審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものとは言えない。

（２）扶助費の算定誤りについて

平成３０年４月分の保護費については、前記１（２）及び前記２（７）のとおり、級地区分の適用の誤りにより、支給すべき額に３，４２０円の不足があったことから、本件処分は、処分時点において、適法要件を欠いており、瑕疵があったことが認められる。

しかしながら、前記２（９）及び（１０）のとおり、事後において必要な処理を行っていることから、上記瑕疵は治癒されたと認められる。

（３）以上のことから、本件処分は、これを取り消すべきと判断するには至らない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

（４）なお、審査会は、審理員意見書の付言と同じく、本件処分による保護費の算定誤りが審査請求の提起により判明したことは看過できず、保護の実施機関の瑕疵による扶助費の算定誤りの未然防止について、より一層の取り組みが必要である旨付言する。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子